

70歳代前半の被保険者等にかかる一部負担金等の軽減特例措置について

70歳から74歳までの被保険者及び被扶養者（現役並み所得者を除く。以下「被保険者等」という）に係る一部負担金割合については、平成20年度以降、本来2割のところ特例措置により1割とされてきました。

このたび、下記のとおり一部負担金等の軽減特例措置が見直しされましたのでお知らせいたします。

記

1 一部負担金等の負担割合と高齢受給者証の表記

(1) 平成26年4月1日以降に70歳に達する被保険者等※1

70歳に達する日の属する月の翌月以降の診療分※2から2割となります。

高齢受給者証の「一部負担金割合」欄の表記は「2割」となります。

※1 誕生日が昭和19年4月2日以降の方

※2 平成26年4月中に70歳に達する被保険者等は、同年5月の診療分から2割負担となります。

(2) 平成26年3月31日以前に70歳に達した被保険者等※3

引き続き軽減特例措置の対象となり、75歳到達まで1割です。

高齢受給者証の「一部負担金割合」欄の表記は「2割（75歳到達まで特例措置により1割）」となります。

※3 誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方

参考 【自己負担割合】

6歳未満（未就学児）		2割
6歳から70歳未満		3割
70歳以上75歳未満	一般(昭和19年4月1日以前生まれ)	1割
	一般(昭和19年4月2日以降生まれ)	2割
	現役並み所得者	3割